

令和3年度（2021年度）

第1回北海道環境審議会自然環境部会

議 事 録

日 時：2021年7月27日（火）午後2時開会
場 所：北海道庁13階（塔屋）環境生活部1号会議室（オンライン開催）

1. 開 会

○事務局（高橋課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度第1回北海道環境審議会自然環境部会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます環境生活部環境局自然環境課の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、自然環境部会委員の辞任についてご報告させていただきます。

専門委員をお願いしておりました北海道自然公園協会会長の山本様におかれましては、協会長を退任されたことに伴い、当部会専門委員の職務を辞任されたところでございます。

よって、本日は、委員総数12名のうち、過半数の8名のご出席をいただいていることから、北海道環境審議会条例施行規則第3条第2項の規定により、当部会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は、インターネットウェブ会議をメインに開催させていただいていることを併せてご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（高橋課長補佐） それでは、開会に当たりまして、自然環境担当局長の高橋よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（高橋自然環境担当局長） 本年4月に着任いたしました自然環境担当局長の高橋でございます。

本日は、皆様、大変お忙しいところ、本年度第1回目となります北海道環境審議会自然環境部会にご出席をいただきまして、感謝申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃から道の自然環境行政の推進にご理解、ご協力をいただき、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

さて、本道における最近の自然環境の状況についてでございますが、本年3月30日に、全国で58か所目、道内では6か所目となります新たな国定公園、厚岸霧多布昆布森国定公園が誕生いたしました。優れた自然環境の保全はもとより、地域の活性化も期待できますことから、地域の方々と一緒に国内外へ公園の魅力発信をしまいたいと考えているところでございます。

次に、野生生物に関しまして、委員の皆様も報道等でご承知のことと存じますが、今年度、道内では、既に9名の方々がヒグマによる人身事故に遭われたり、遭われた可能性が非常に高い状況でございまして、うち3名の方がお亡くなりになられてございます。これは、統計に残る昭和37年度以降、最多の発生状況となっているところでございます。

こうした事故の多発を受けまして、道では、7月14日にヒグマ対策緊急関係者会議を開催いたしまして、改めて、関係機関や関係団体などとの密接な連携方法について確認いたしましたとともに、様々な対策を講じることとしたところでございます。

いずれにいたしましても、こうした我々を取り巻く自然環境の変化を捉えまして、人と

野生生物が共存する自然共生社会の在り方に配慮しながら、将来を展望して政策を推進することは重要な課題であると考えてございます。

本日は、本年度で計画期間が終了します第13次北海道鳥獣保護管理事業計画及びアザラシ、ヒグマ、エゾシカの各管理計画の合計4本の計画に関して諮問をいたしまして、さらに、鳥獣保護区の指定など2件につきましては、諮問の後、ご審議をお願いしたいと考えているところでございます。

皆様には、ご専門のお立場からご意見をいただき、ご審議をお願いいたしたく存じます。

以上、簡単でございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

<連絡事項>

○事務局（高橋課長補佐） それでは、議事に先立ちまして、本年4月1日付の人事異動に伴い、関係課長に異動がありましたので、ご紹介させていただきます。

動物管理担当課長の鈴木でございます。

続いて、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

資料は、会議次第、委員名簿、配席図のほか、会議次第に記載をしております資料1から6まででございます。不足等がございましたら事務局までお申しつけください。

本日の議事といたしましては、諮問6件を予定しております。17時頃の終了を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

3. 議 事

○事務局（高橋課長補佐） それでは、議事に入ります。

ここからの議事進行につきましては、吉中部会長をお願いいたします。

吉中部会長、どうぞよろしく願いいたします。

○吉中部会長 吉中でございます。どうぞよろしく願いいたします。

オンラインで参加いただいた委員の方々もどうぞよろしく願いいたします。

見にくいことがあって、皆様のご発言がすぐに拾えるかどうか、不安なところがありますけれども、ちょっと助けていただいて、スムーズに議事を進行できればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日の議事は、お手元の次第にありますとおり、6件予定されております。そして、今ご説明があったとおり、議題（1）から（4）までは、今回の諮問を受けて、そのイントロをご説明いただくこととなります。そして、（5）と（6）の2件につきましては、できれば本日中に答申をお出ししたいと考えておりますので、ご協力をどうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局から諮問をいただけますでしょうか。

○事務局（高橋自然環境担当局長） それでは、本日付で諮問をさせていただきます案件

が6件ございますので、ちょっと長くなりますが、ご容赦をお願いできればと思います。

まず、1件目でございます。

自然第794号。

令和3年(2021年)7月27日。

北海道環境審議会会長中村太士様。

北海道知事鈴木直道。

第13次北海道鳥獣保護管理事業計画の策定について(諮問)。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号、以下、「法」という。)第4条第4項の規定に基づき、第13次北海道鳥獣保護管理事業計画(以下、「計画」という。)の策定について諮問します。

諮問の理由。

道では、法の規定により平成29年(2017年)に、現計画(第12次)を策定し、鳥獣の保護及び管理の推進に向けた取組を展開しているが、計画期間が令和4年3月をもって終了となることから、引き続き、本道の鳥獣保護管理事業の総合的・計画的な実施を推進するための次期計画策定について意見を求めるものです。

続きまして、自然第795号。

以下、重複する部分については省略させていただきます。

北海道アザラシ管理計画(第3期)の策定について(諮問)。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3項において準用する法第4条第4項に基づき、「北海道アザラシ管理計画(第3期)」の策定について諮問します。

諮問の理由。

道では、平成29年(2017年)に、法第7条の2第1項の規定により北海道アザラシ管理計画(第2期)を策定し、漁業被害の軽減と人とアザラシ類との共存に向けた取組を展開しているが、現計画期間が令和4年3月をもって終了となることから、依然として深刻な漁業被害が続いていることを踏まえ、第3期の計画策定について意見を求めるものです。

続きまして、自然第796号。

北海道ヒグマ管理計画(第2期)の策定について(諮問)。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3項において準用する法第4条第4項に基づき、「北海道ヒグマ管理計画(第2期)」の策定について諮問します。

諮問の理由。

道では、平成29年(2017年)に法第7条の2第1項の規定により北海道ヒグマ管理計画を策定し、ヒグマによる人身事故防止やヒグマ地域個体群の存続等に向けた取組を展開しているが、現計画が令和4年3月をもって終了となることから、これまでの施策の

推進状況や近年の出没状況等を踏まえ、第2期の計画策定について意見を求めるものです。

続きまして、自然第797号。

北海道エゾシカ管理計画（第6期）の策定について（諮問）。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3項において準用する法第4条第4項の規定に基づき、北海道エゾシカ管理計画（第6期）の策定について諮問します。

諮問の理由。

道では、平成29年（2017年）に、法第7条の2第1項の規定により北海道エゾシカ管理計画（第5期）を策定し、エゾシカの適正な個体数管理と捕獲個体の有効活用の推進に向けた取組を展開しているが、現計画が令和4年3月をもって終了となることから、現在の生息状況や人間活動とのあつれきなどの実態を踏まえ、北海道エゾシカ管理計画（第6期）を定める必要があることから、意見を求めるものです。

続きまして、自然第798号。

道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問）。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第4項において準用する法第4条第4項の規定に基づき、道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について諮問します。

諮問の理由。

道では、法の規定により、昭和56年に北檜山地域を道指定鳥獣保護区に指定するとともに、当該地区に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るため、昭和57年に一部を特別保護地区に指定しているが、存続期間が令和3年9月30日をもって満了することから、特に保護を図る必要がある区域であると認められることを踏まえ、特別保護地区の再指定にあたって意見を求めるものです。

最後になります。自然第799号。

令和3年度（2021年度）エゾシカの可猟区域及び期間等について（諮問）。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第6項及び第14条第4項において準用する法第4条第4項の規定に基づき、令和3年度（2021年度）エゾシカの可猟区域及び期間等について諮問します。

諮問の理由。

道では、エゾシカの適正な個体数管理を図るため、エゾシカの生息数、事故防止及び生態系への影響等を踏まえ、令和3年度（2021年度）エゾシカの可猟区域及び期間等を定める必要があることから、意見を求めるものです。

以上でございます。

〔諮問書の手交〕

○吉中部会長 今、諮問をいただきました。

ご説明をどうもありがとうございます。

それでは、続きまして、オンラインの委員の方々には、画面共有の形で諮問文を見ていただいていると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今、諮問いただいた案件についてこれから議論していきたいと思いますが、それに先立ちまして、まず、事務局からもう少しご説明いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○事務局（高橋課長補佐） 自然環境課の高橋でございます。

それぞれの諮問の中身につきましては、担当者から説明させていただきますが、初めに、4つの計画について、私から今後の進め方について説明をさせていただきたいと思います。

4つの計画につきましては、現在、次期計画の素案（案）を事務局において作成しているところでございます。

本日は、現行計画の概要や現状について説明させていただきたいと考えております。

次期計画の素案（案）ができた段階で、委員の皆様へ送付させていただき、秋以降に開催を予定しております2回目の自然環境部会において、素案（案）について具体的に説明をさせていただきたいと考えております。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

今回は、議事（4）までのそれぞれの次期計画の策定に当たって、前段として現行の計画並びに今後の次期計画の策定のプロセス等についてご説明をいただき、今の時点でいただけるご意見をいただきたいということでございます。素案等については、今後、事務局で策定し、次回の審議会の場で中身の議論をさせていただきたいということだと思いません。

進め方についてはよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 それでは、早速、議事（1）の第13次北海道鳥獣保護管理事業計画の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（武田課長補佐） 事務局で野生鳥獣を担当しております課長補佐の武田です。よろしくお願いいたします。

まず、資料1-1と1-2に基づいて、鳥獣保護管理事業計画についてご説明いたします。

まず、資料1-1をご覧ください。

1の趣旨にあるように、鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣保護管理法に基づく法定計画であり、国が定める鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針、略して「基本的な指針」とさせていただきますが、これに則し、都道府県知事が策定することとなっています。

2の計画期間です。

これは、現行の第12期の計画の期間ですが、平成29年4月1日から令和4年、来年の3月31日までとなっていて、計画の区域は北海道全域です。この期間が今年度いっば

いで満了となるため、次の第13次計画の策定を進めるものです。

次に、3の鳥獣保護管理事業計画で定める内容ですが、これ以下は、次のページの資料1-2で説明いたします。

次のページをご覧ください。

これが鳥獣保護管理事業計画の体系になります。

まず、左上の「国」と書いてあるところの下の囲みをご覧くださいなのですが、ここに、先ほど説明した国が法に基づき定める基本的指針があります。これに基づいて、右の囲みに書いているものを国が定めます。

その下の左の「都道府県」と書いてあるところをご覧くださいなのですが、この基本指針が定める内容に従って都道府県が鳥獣保護管理事業計画を定めるわけです。

その計画の中身については、右側の四角にあるように、向こう5年間の鳥獣保護区及び休猟区に関する指定や更新などの事業等をいろいろ定めていきます。

その中で、特に四角に囲った部分ですけれども、特定鳥獣保護（管理）計画の作成に関する事項というものがありませんが、これに基づいて、その下の「都道府県」のところの第一種特定鳥獣保護計画または第二種特定鳥獣管理計画を定めるわけです。

北海道においては、第一種の計画はなく、第二種特定鳥獣管理計画として、ゴマフアザラシ、ヒグマ、エゾシカを対象とした個別の計画を定めております。これについては、後ほどの各計画で説明を行います。

そして、次回以降の審議会では、先ほど説明しましたとおり、案をさらにつくり込んで、審議いただき、答申をいただく流れになります。

鳥獣保護管理事業計画についての説明は以上です。

○吉中部会長 どうもありがとうございました。

今、鳥獣保護管理事業計画についてご説明いただきました。

何かご質問、コメント等がありましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

次期計画の素案がこれからということなので、次の計画の中身について具体的な議論ができない段階だと思いますけれども、今の時点で、もし何かありましたらお願いしたいと思います。

○白木委員 第二種特定鳥獣管理計画は法第7条の2だと思いますが、生息数の著しい増減や生息地範囲が拡大している種を扱うと。その生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画ということですが、この生息数や生息地の範囲は、「北海道内での」とか「国内での」という形で制限されているのでしょうか。

○吉中部会長 事務局、お答えいただけますか。

○事務局（武田課長補佐） 法において具体的な定義はないのですが、これを指定する範囲において、例えば、北海道でこの計画をつくる場合は、北海道においての範囲でという考えになろうかと思えます。

○白木委員 分かりました。ありがとうございます。

例えば、国外では減少しているけれども、北海道で増えているような場合もその対象になり得るということですね。

○事務局（武田課長補佐） その辺りは、北海道における生息状況がどうなっているかということと国際的な状況を踏まえて、どういう計画内容がふさわしいかを勘案することになると思いますけれども、現在の3種については、主に北海道内の状況だけで考えているところです。

○白木委員 分かりました。ありがとうございます。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

ほかに何かございますか。

○早稲田専門委員 E n V i s i o nの早稲田です。

1点教えていただきたいのですが、アザラシやヒグマ、エゾシカにつきましては、それぞれに検討会が別途設けられていて、その中で計画を議論していると理解しています。しかし、この大本となる鳥獣保護管理事業計画全体については、検討会のようなもので素案をつくられるということですが、どういう場でつくられるかを教えていただきたいと思っています。

○事務局（武田課長補佐） 鳥獣保護管理事業計画につきましては、個別の検討会はなく、事務局で作成したものをこの審議会自然環境部会場で検討を進めることになっております。

○早稲田専門委員 分かりました。

それでは、今後の検討事項としてぜひお願いしたいのですが、資料1-2の中段のところに、「鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項」とあると思います。今、北海道ではいろいろと計画が進んでいますが、私個人は、ほかの都道府県等に比べて、それぞれの鳥獣を縦割りで管理していく動きが目立っているというか、鳥獣全体をもっと包括的に管理する仕組み、特に実施体制の部分について議論を進めていかなければいけないと思っております。ですので、この計画の見直しのときは、その点に留意して検討いただくと幸いです。

○事務局（武田課長補佐） ご意見をありがとうございます。

今、ご指摘があったことも、今後の検討に生かしてまいりたいと考えております。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 今出たご意見は2件ありました。

まず、白木委員からは、国際的な状況も少し勘案すればどうかというニュアンスだと思います。それから、早稲田専門委員からは、これからの素案策定に当たって、実施体制についても十分検討していただきたいということですが、実質の鳥獣保護管理事業計画策定の議論をこの部会が主体となって行うということかと思っております。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それでは、続きまして、議事(2)の北海道アザラシ管理計画(第3期)の策定について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(山中主幹) 自然環境課で動物管理の主幹をしております山中と申します。

私から、アザラシ管理計画(第3期)の諮問に関わりまして、第2期計画の説明をさせていただきます。

計画の概要でございます。

経緯につきまして、ゴマフアザラシは、冬に、サハリン沿岸等から本道沿岸に回遊する冬期北海道海遊群と夏場に道東の尾岱沼などに生息する夏期北海道回遊群に分類されておりますが、近年、冬期北海道回遊群から分離し、夏場も道北地域に滞在する周年定着個体が増加いたしまして、漁業被害額が深刻化した状況がございます。

このような中、平成27年3月、道では、鳥獣保護管理法に基づく第2種特定鳥獣管理計画の北海道アザラシ管理計画を策定いたしまして、現在、第2期計画に基づき対策を実施しております。

目的でございます。

一つ目として、アザラシ類による漁業被害の軽減ということで、漁業者の受忍限度を超えない水準まで軽減をすることを目指してございます。

二つ目として、人とアザラシ類の共存についてでございますが、アザラシ類につきましては、古くから北海道沿岸に生息いたしまして、かつては有効利用されるなど、人間活動と密接に関わってきた経緯から、北海道沿岸の個体数を適正に維持いたしまして、アザラシ類の安定的な存続を図るという考えで対策を進めてございます。

3番の課題でございます。

一つ目でございますが、野生鳥獣の適切な保護管理に当たり、こういった回遊するものについては、回遊域全体の個体数推計が必要になりますが、こちらにつきましては、主要生息地であるロシアとの共同研究の停滞などがありまして、ロシア海域も含めた回遊域全体の個体数推計の把握は困難な状況となっております。

二つ目の漁業被害の実態把握でございますが、下の米印から説明いたします。

例えば、サケの定置網漁業ですと、アザラシ特有のトッカリ食いと言いまして、サケの頭部のみを食べて体を残す食害ですと被害状況の把握が可能でございますが、刺し網などのように食害跡が残りづらいもの、またアザラシが漁をする網の周りに居着くことによって魚が入らない影響については、把握が困難となっております。

また、道の集計で漁業被害額が出てまいります。その被害額自体には、魚価や漁獲量の影響を受けていることがございますので、単純に被害額の増減のみから評価するのが難しいということがございます。そのため、道では、漁業協同組合や漁業者からの聞き取りを行いまして、その増減についてのご意見等を伺い、併せて提示して被害状況を把握して

ございます。

三つ目でございますが、アザラシ捕獲従事者の確保などについては、アザラシ類を銃器で捕獲する場合は船上発砲などの技術が必要となります。こういった中、トド採捕従事者の活用等により、平成26年以降、捕獲従事者の増加が図られてございます。

第2期計画の期間と計画区域でございますが、平成29年4月から平成4年3月31日までで、北海道全域としてございます。

鳥獣の種類は、ゴマフアザラシを対象にしております。本道の漁業被害で問題となるのは、ゴマフアザラシとゼニガタアザラシとなりますが、ゼニガタアザラシは、鳥獣法で希少鳥獣に指定されてございまして環境省の所管となり、環境省がえりも地域の管理計画を策定し、対策を実施してございます。

6番の対応方向です。

削減の目標といたしまして、周年定着個体を平成27年（2015年）のおおむね2分の1に減らす目標を立ててございます。その方法は、捕獲、追い払いによる削減で、実施者は漁協さんや市町村などになってございます。

絶滅リスクの回避といたしまして、回遊群などに著しい個体数の減少が確認された場合、専門家から成るアザラシ検討委員会で原因の検証等を行い、捕獲を中止することを考えてございます。回遊群の著しい減少については、毎年、目視や定点カメラで周年定着個体と回遊群の個体数をカウントし、検証しています。

7番の計画の評価・検証ですが、学識経験者によるアザラシ管理検討会を毎年度実施いたしまして、前年度の取組や頭数のモニタリング結果などを検証してございます。

計画の内容は以上でございます、現状を少し説明させていただきます。

次のページになります。

アザラシ計画におきましては、毎年度、事業計画を策定し、アザラシの個体群のモニタリング結果と評価を取りまとめて、アザラシ管理検討会でご議論いただいております。

まず、1番の夏期確認個体数です。

目標の一つになっている周年定着個体数ですが、令和2年における道北地域の合計は551頭となっております、令和2年度事業計画の削減目標以下ですので、目標を達成してございます。なお、削減目標は、平成27年の個体数1,413頭の半分でございますので、707頭以下となります。

こちらにつきましては、今年のアザラシ検討委員会で、個体数減少の理由として、ゴマフアザラシの主要生息地のロシアの環境変化等の影響も考えられるため、今後も情報収集と個体数モニタリングを継続し、一定期間の動向の把握が必要とされております。

表1に周年定着個体数を載せてございます。基準年の平成27年が1,413頭、以降、1,000頭から800頭辺りを行き来いたしまして、昨年は551頭ということで減少になってございます。

2番のゴマフアザラシによる漁業被害額でございます。

令和元年度は約1億500万円で、前年と比べて約1億2,300万円減少してございます。

表2に、ゴマフアザラシによる漁業被害額を載せてございますので、ご覧ください。

平成25年、27年、30年につきましては、2億円を超える漁業被害が確認されてございます。

地域ごとの被害額について、特に被害が多いのは、宗谷、留萌、根室で、平成25年から27年までの間は留萌地方で被害が非常に大きかったのですが、近年は宗谷が最も多くなってきてございます。

最後に下の囲みになりますが、道では、有識者等による北海道アザラシ管理検討会において、現行のアザラシ管理計画（第2期）検証・評価などを行い、令和4年度からの第3期計画について検討を進める考えであり、引き続き、漁業被害の軽減とアザラシ類との共存に向けた取組を推進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○吉中部会長 ご説明をどうもありがとうございました。

アザラシ管理計画の第2期の内容と現状についてご説明いただきました。

今のご説明に対して、何かご質問、コメント等がありましたらお願いいたします。

○白木委員 勉強不足で申し訳ないのですが、基本的なことをお聞きします。

まず、周年定着個体群が問題になっている中で、個体による漁業被害額が深刻化しているということですが、この漁業被害額が深刻化したのは、夏期にここに滞在しているのので、つまり夏期の期間の漁業被害が増加したことによって生じていると考えてよろしいでしょうか。

○事務局（山中主幹） 今、委員がおっしゃったとおりで、アザラシは以前から冬場に來ていたところでございますが、夏場に居着くということで、夏の漁に影響が出ているということが一つございます。

もう一つの影響は、以前は、例えば、礼文島などの日本海側にアザラシはあまり來ななかったのですが、流氷の影響と言われているのですけれども、そちらにもアザラシが來るようになり、漁業被害の範囲が日本海側に広がったということがございます。

○白木委員 そうすると、主な対象となる魚はシロザケになるのですか。必ずしもそうではないのですか。

○事務局（山中主幹） お答えいたします。

先ほど説明しましたとおり、トッカーリ食いで確認されるサケの被害が確認しやすいのですが、ほかにも、刺し網のヒラメ漁やイカ漁などにも被害は確認されております。水中のものであるので、例えば、トドが食べたとかオットセイが食べたということもあり、区別がなかなか難しいということはあるのですが、サケ以外にも被害は確認されております。

○吉中部会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

○坂東専門委員 今、現状を見ていたのですけれども、これは私の勉強不足ですが、平成27年からの計画期間中にアザラシの駆除なり捕獲なりをされている結果がこれなのか。

○事務局(山中主幹) 実際にゴマフアザラシの捕獲等を行った上での結果でございます。

○坂東専門委員 そうしたら、頭数の発表などはどこかでされているのでしょうか。

○事務局(山中主幹) ゴマフアザラシの捕獲頭数でございますが、毎年3月に、各年度の事業実施計画の実施結果と評価を発表しておりまして、その中に捕獲頭数を載せております。令和元年度につきましては、137頭が捕獲されているところでございます。

○坂東専門委員 モニタリング調査をしているのは8月から10月で、そこで個体数確認をされているということです。私も何か所かを見ていて、いわゆる当歳の子と思われるもの大人まで結構いると思うのですけれども、周年定着個体については、その近くで繁殖しているということも調査されているのでしょうか。

○事務局(山中主幹) 委員がご指摘のとおり、礼文島などでは繁殖が確認されております。

○坂東専門委員 天売島などでもそうですが、氷がないところでも繁殖するという話を聞いたりするのですけれども、頭数は、数える日によってすごく変わりますね。夏の間の数は変わるのではないかと思うのですけれども、この周年定着個体数は、この数字が基に漁業被害等を含めつつ勘案して、2分の1というか、数を決めていくという考え方でいいのですか。

○事務局(山中主幹) おっしゃるとおりでございます。

委員がご指摘のとおり、日によって確認頭数にかなり差が出る場合がございます。しかし、今、定点カメラが大分設置されておりますので、振幅は少なくなってきたと思われるます。

○坂東専門委員 漁業被害は、サケのように、実際に食跡があれば分かるのでしょうかけれども、先ほどご説明があったように、アザラシがいることで網にかかる数が減ったのではないかという推定も含めて被害額を出すのですね。それは、ゴマフアザラシであることがある程度証明された被害額という理解でいいのですか。

○事務局(山中主幹) 漁業被害額につきましては、漁協さんからご報告があったものを私ども道のほうで取りまとめている数でございます。

これに加えて、先ほど言いましたとおり、聞き取り調査も実施しておりまして、毎年の実施結果や評価に書いてございます。今は、例えば、ある場所では被害が気にならないくらい下がってきているとか、被害額は少し減っているが、被害の生じている範囲が広がっているなどの証言がありますので、被害額とその証言の両方を合わせて被害がどうなっているかということを確認している状況でございます。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

ほかに何かコメントはございますでしょうか。

○白木委員 絶滅リスク回避の指標として、回遊群を用いられていると思います。リスク回避回遊群に著しい減少が確認された場合、原因の検証と捕獲を中止とあります。

もともと冬期の北海道回遊群から分離したものが周年定着個体ということから、この回遊群が指標として使われるということでしょうか。

○事務局（山中主幹） この計画では、周年定着個体を2分の1にするという削減目標を立てておりますが、その理由の一つは、北海道の周りにいるので、漁業被害の原因となる要素が強いことと、回遊個体群から分離したものですので、この周年定着個体を削減しても全体の回遊群が絶滅する可能性についての影響は少ないという考えで、このような内容にしております。

一方、回遊群が減っていると、全体の数が減っている可能性がございますので、絶滅リスク回避観点で、このような指標といたしますか、判断の一つとしていただいております。

○白木委員 分かりました。

回遊群の一系統というか、同じ個体群に属する集団としてみなしているの、回遊群を指標としているということですね。回遊群の確認個体数の表がここにはないのですが、実際に周年定着個体数との対応関係はどんなふうになっているのでしょうか。

それから、この周年定着個体群の中には、夏もここに居着いて、この周辺で繁殖しているものがあるということなので、もしかすると、将来的には別の系統の集団が作られていく可能性もあると思うのです。その辺りは、専門家の間で議論されているのかもしれませんが、この集団が違う集団に分化していく形になると、新たな小集団ということで、回遊群とはまた別のものになる可能性があると思うのですが、それについて議論されているのでしょうか。

○事務局（山中主幹） 例えば、礼文島周辺は、実際に妊娠個体などが確認されているところはあるのですが、今、白木委員が言われた部分については、アザラシの管理委員会の中でまだ議論されていないと思います。

○白木委員 分かりました。

ただ、分布がある程度限られた中で新しい集団ができていくと、時間がかかりますけれども、生物なので、遺伝的に違う集団になっていく可能性があります。今後、そういったことをどう考えられていくのでしょうか。

それから、最初に質問させていただいた夏期の確認個体数の変動と回遊個体数の変動の相関というか、対応関係について、データはないのですが、もし分かれば教えてください。

○事務局（山中主幹） 今回の資料に冬期の確認個体数は載せていないのですが、先ほどから説明しております例年の評価の表には載せてございます。

全体としては何とも言えないのですが、昨年、周年定着個体数が500頭まで落ちている状況で、併せて、冬期個体数についても、通常1,800頭から900頭くらい確認されている頭数が1,500頭程度まで落ちている状況はございます。

○白木委員 ということは、連動して減少していると考えてよろしいのでしょうか。

○事務局（山中主幹） 去年はそういった傾向があったということですがけれども、全体としては、まだ何とも言えない状況でございます。

○白木委員 分かりました。ありがとうございます。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

ほかに、どなたかありますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 このアザラシ管理計画（第3期）の策定に当たっては、アザラシ管理検討会において、これから現行の管理計画を検証・評価しつつ、次の計画について検討を進めていただけるということですので、その議論の中に、今日、白木委員と坂東専門委員から出たコメントもぜひお伝えいただいて、ご議論いただければいいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

ほかの委員の方々からはよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 それでは、議事（2）アザラシ管理計画（第3期）の策定については、今回は、第2期の概要と現状についてご説明いただいて、第3期策定に当たっての基本的な考え方についていろいろご意見をいただいたと承知しております。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

今、開会后50分が経過したので、ここで、換気とマイク消毒のため、10分間の休憩としたいと思います。

[休 憩]

○吉中部会長 3時になりましたので、再開したいと思います。

それでは、引き続き、議事（3）北海道ヒグマ管理計画（第2期）の策定について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（武田課長補佐） 資料3に沿って説明いたします。

北海道ヒグマ管理計画についてですが、現行計画は、平成29年4月から今年度いっぱいを計画期間としており、初めての更新となります。

なお、資料には書いていないのですが、これ以前にも平成12年度に、渡島半島を対象に渡島半島地域ヒグマ保護管理計画を策定し、平成25年度には、法定計画ではなく、任意の計画として北海道ヒグマ保護管理計画を策定してきた経緯があります。

それでは、現行の計画について説明しますが、まず、「1 計画策定の経緯」についてです。

2段目の記述になりますが、かつてヒグマは、人身や家畜、農作物に大きな被害を与えたことから、積極的な駆除の対象とされてきました。昭和41年に開始された春グマ駆除

はヒグマの追跡や冬眠中のヒグマの捕獲をしやすい時期に積極的に捕獲するという考えですが、これにより被害は減少したものの、地域によっては個体数の顕著な減少が指摘されたことから、平成元年度をもって春グマ駆除を廃止しました。

次に、3段目ですが、春グマ駆除廃止以降、北海道では、保護に重心を置いた施策を実施してきましたが、近年は、捕獲圧を緩めたことが原因と考えられる人を恐れないヒグマの出現が各地で大きな問題となっています。そうした中、これまで蓄積していたデータを用いてヒグマの生息数を科学的に推定し、生息数の適正な水準を求めることが可能になったことから、平成29年に北海道ヒグマ管理計画を策定したものです。

次に、「2 計画策定の目的」ですが、(1)ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減、(2)ヒグマの地域個体群の存続ということで、この保護と管理の両面を目的としているところです。

次に、「3 課題」ですが、(1)適正な管理に必要である正確な生息数やその動向を把握することがヒグマの生態等から非常に困難であるということ、(2)ヒグマは全道に分布しておりますが、一部地域の個体群が、環境省レッドリストで絶滅のおそれのある地域個体群に選定されているということ。これは、増毛地域の個体群と積丹・恵庭個体群の2か所です。それから、(3)捕獲排除等が困難な市街地やその周辺、夜間における出没等が、近年、特に増加していることなどが挙げられます。

次に、「4 計画期間・計画区域」及び「5 計画で定める対象鳥獣」です。

既に触れましたけれども、現行計画は、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間、範囲は、離島を除く北海道全域としています。この計画で定める対象鳥獣はヒグマです。

「6 対応方向」については、現行計画での記述です。

管理の目標は、「ア 人間行動の適正化や問題個体の発生抑制と捕獲により、人身被害の発生を可能な限り抑制するとともに、人里への出没、農業被害の発生を現状より減少させる」「イ 地域個体群の個体数指数を予防水準（絶滅のおそれが高まることを予防する水準）」以下に下げないということを管理の目標としております。

「(2)目標達成のための方策」ですが、「ア 人身被害防止、人里への出没抑制、農業被害軽減のための方策」として、以下のことを掲げております。それから、「イ 地域個体群存続のための方策」として、調査研究、モニタリングと、以下のものを掲げているところです。

次に、「7 計画の評価・検証」です。

これは、専門家によるヒグマ保護管理検討会、今回出席の早稲田委員も加わっていただいておりますが、この検討会を毎年、一、二回開催して、この計画の進捗状況の評価・検証を行い、その結果を当課のホームページで公表しているところです。

まず、(1)ですが、ヒグマの適正な保護管理に必要な科学的データの蓄積及びフィードバック等、モニタリング等を実施しているところです。

(2) ですが、専門家会議を開催し、捕獲上限数や現況個体水準を検証するとともに、計画の進捗状況について分析及び評価を行っています。

(3) ですが、実施計画を定め、毎年、実施結果を検証し、次の年度に反映しているところです。

最後に「現状」です。

1 番目、この計画の中に書かれているヒグマの推定生息数です。

平成2年度が5,800頭プラスマイナス2,300頭です。これは、平均値で5,800頭になっております。平成24年度が1万600頭プラスマイナス6,700頭、平成2年度から、おおむね継続して増加傾向であった可能性が高いと考えられています。これは、現状においても、専門家から増加傾向は継続しているという指摘があるところです。

ヒグマの生息状況に係る精度を高めるため、現在、最新のトレンド把握に向けた作業を実施しているところです。より適切な管理のためにも、できるだけ高精度な生息数の情報を得ることが必要不可欠であり、今後も個体数の把握に必要な調査を継続的に実施する必要があるところです。

2 番目、ヒグマの捕獲数・あつれきの状況です。

これは、次の別添資料をご覧くださいますと、一番左側に年度、次に捕獲頭数がありますが、春グマ駆除が終了した平成元年をご覧くださいと、一番底値の捕獲頭数は184頭になっております。一番上の昭和37年で868頭あったところが、平成元年には減少し、その後、徐々に増加し、平成29年度以降は800頭、900頭という高水準で推移しております。

また、一番右側の欄の農業被害額は、平成9年度に1億円を超えて以降、増減しながら徐々に増加し、平成30年度以降は2億円台で推移しているところです。

人身被害については、平成元年度以降は、例年ゼロから6人くらいで推移しているところですが、近年は、市街地等における出没が増加するなど、出没形態の変化も懸念される中、今年度は、冒頭の環境局長の挨拶にもございましたが、札幌市東区で4人が負傷するなど、今までに例を見ない大都市での人身事故が発生しました。また、死傷者数の合計も9名と、この表の中では、今まで最高となっております昭和39年の8名を上回る数となっております。

このようなヒグマの行動形態の変化を踏まえて、次の計画では、より精度の高い生息状況の把握をはじめ、それらの情報に基づいた新たな対策に向けた検討を進める必要があると考えているところです。

次の審議会においては、次期計画の案を示し、皆様の審議をいただきたいと考えております。その後、パブコメを実施し、年度内に次期計画を策定する考えでおります。

事務局からの説明は以上です。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

今、ご説明いただきましたが、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○牧野専門委員 ヒグマはどんどん増加していますね。今、これを減らすために、北海道ではどういう考え方でいるのか、聞きたいと思います。

○事務局（武田課長補佐） 現在のヒグマ管理計画では、これ以上、地域個体群を減少させないという下限値は設けておりますが、積極的に頭数を減らすという頭数管理の考え方にはまだ踏み込んでおりません。

ただし、今後の検討の中では、今ご指摘のように、ヒグマの増加傾向等を踏まえ、いかに人身被害や農業被害を減少させるかということも盛り込んだ検討が必要と考えております。

現行計画でも、さらに捕獲圧を上げるために、春期に狩猟期間を延長させるという考え方が既にかかれておりますが、この具体化に向けても、今後、専門家の意見等を伺いながら検討を進めているところです。

○吉中部会長 牧野委員、何かコメントがございましたらお願いいたします。

○牧野専門委員 私はハンターですけども、今、クマがどんどん増えているので、捕るといっても、ハンターの間では、ここ5年くらいで古参兵がどんどんいなくなっているのです。私ども猟友会もそうですけれども、新しいハンターに対しての教育をどういうふうに考えていますか。

○事務局（武田課長補佐） 人材の維持については、大きな課題として考えております。

これも計画の中に考え方がありますが、今、各地で春期の技術者育成捕獲を実施して、多くの市町村に参加していただいているところです。その場で、春のヒグマを追跡しやすい時期を利用して、ベテランハンターから若い方に技術を伝達する取組をしております。狩猟者の育成については、エゾシカのほうでも問題となっているところですので、様々な方策を用いて、今後、捕獲に携わる技術を持つ狩猟者の育成に努めてまいる考えでおります。

○牧野専門委員 今、クマを捕るといって、我々もそうですが、夏の間は、やぶに入っても捕れませんね。今は3月までエゾシカを撃てるのですが、その頃にクマが出るのが多くなってきたので、私どもは、エゾシカの期間中は有害駆除をしているのです。クマは10月1日から撃てるのですけれども、森林管理者の駆除の範囲を見たことがありますか。ほとんど許可しないのです。一部のところは撃てても、その両端が撃てないのです。ですので、クマもシカも個体数が全然減らないのです。

この後に出てくるエゾシカは、今はどんどん変わってきて、去年辺りは、エゾシカの捕獲事業ということで、我々と森林管理者とで組んで、林道に餌をまいたりしているのですが、どんどん増えてしまって、ふだん餌が食べられないために走って逃げられないのです。そうすると、3月になって春先に出てきたクマがそんなシカを捕って食べるという傾向があります。

私は年がら年中、調査に入っているのですけれども、春先に山に行くと、前は、いいフキがなっているところをクマが食べて、荒らしてぐちゃぐちゃになっているところがすご

く多かったのですけれども、近年は、それがだんだんなくなってきているのです。クマが草食に変わったことは皆さんご存じのとおりだと思いますが、前にシカがいなくなった時点から、今度は肉食性になってきているのではないかと、大体のハンターが言い始めているのです。

クマは、人里に出てきて、人を1回襲うと楽に人間を倒せることを学習します。だから、私たちは、昔は古いハンターの方々から、一度、人を襲ったクマは絶対に捕れ、そうしなければ大変なことになると教えられていました。

今、子どもは箱わなをかけているのですけれども、設置していたカメラを見てみると、何頭かのクマが箱まで来るのですけれども、知識が増えてきているというか、箱わなの周りをぐるぐる回っているのですが、その中に入らないのです。

ですから、文章では抑制するとか何とかと言っても、今は、ハンター自体がどんどんいなくなっていますし、育てる人もなかなかいません。また、今は、ジビエの関係でシカの買取りができて、捕れば即お金がもらえますね。そういう関係もあるものだから、山に入って歩いてまでクマを捕るという人はいないのです。

新しい人には一緒に行かなければ教えられないところもあり、私を含めて、あと10年もすれば、クマを撃ったハンターたちのほとんどはいなくなるのです。その上、クマがどんどん増えていくと、深刻な問題になると思うのです。

クマ捕獲を自粛しましょうということで、春グマ駆除を平成元年にやめました。このときに、古いハンターのほとんどの方は、これから大変なことになるとか、こんなことをやっていたら何年後かには手をつけられなくなると言っていたのです。それが、今、クマがどんどん増えてしまって、現実になってきているのです。

私は、今は芦別にいますが、毎日のように役所の防災メールでクマが出た、クマが出たと言っています。滝里ダム周辺で出たときはわなをかけて捕ったのですが、その縄張のクマがいなくなるので、次のクマがまた入ってくるのです。ですから、どのくらいいるか分からないくらいです。

これから、ある程度減らすのであれば、道自体が森林管理者とコミュニケーションをよく取って、地域をもっと開放してもらわなければ、シカにせよ、クマにせよ、減らないと思うのです。そこら辺をよくやってほしいと思いました。

○吉中部会長 ありがとうございます。

○事務局（武田課長補佐） 貴重な意見をどうもありがとうございます。

現場の意見として、非常に重たい意見を伺ったと認識しております。多くの方からも、同じように、これから先、一体どうするのだという話を聞かれますが、それについては、今ここでこうすれば解決するというお答えはなかなかできません。

先ほど触れた狩猟期間の延長については、国有林や道有林とも協議しながら、どういう区域設定や期間設定をすれば目的を達成する効果を上げられるか、今後、検討していきたいと思っておりますし、具体的に進めているところです。

○吉中部会長 ありがとうございます。

今、牧野専門委員からご指摘いただいた点は、このヒグマ管理計画の中に盛り込まれていくということでしょうか、また、狩猟者への対策や森林管理者との調整は、また別の計画といたしますか、狩猟の面での検討があるのでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） 狩猟できる区域の調整や狩猟者育成は、個別に具体的に取り組んでいきますが、その基本となる考えについては、この計画の中に盛り込んでいくことになろうかと思えます。

○吉中部会長 牧野委員がおっしゃったことは、ヒグマ保護管理検討会の中でもう既に議論されていると思えますけれども、早稲田専門委員には、今の意見を共有していただいて、さらに深めていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。

○坂東専門委員 クマ全体の頭数もそうでしょうけれども、クマが出てきたときの対応の仕方は課題や問題点になっていて、地域によって特性があるわけです。例えば、上川のほうだとクマが出てくるのは農作物だし、場所によっては乳牛を狙って出てくるなど、いろいろな形があると思えます。

どっちにしろ、対策自体が行き当たりばつりにしかならない状況があるわけですね。今、旭川もクマで結構問題になっているのですけれども、全体として、縦割り、横割りではなく、司令塔がある仕組みをつくらなければ、もう限界だと思うのです。幾ら猟友会が頑張っても、警察がならぬと言えならぬ話なわけです。今、旭川では、一級河川なのか何河川なのかによっても、クマが十歩でも歩いたら違う管轄に変わってしまうとか、そんな中で、土地の管理者も含めて右往左往しているわけです。

全体の管理の面で課題になっているところは、人の被害が出始めたらどうするのかというところが一番大きいと思えます。その考え方について、例えば、北海道ならば、どこかの部署から異動させて配置するのではなく、振興局に1人きちんとした専門家の人をずっと置いて見ているというように、ある程度の権限も含めて司令塔をつくっていかねばいけないと思えます。捕獲体制は既に破綻しているわけで、札幌は、たまたま人が死ななくて済んだだけの話なわけです。

農業被害ではなく、人命となると、今度は警察署も動くことになりますので、それぞれの市町村もある程度頑張らなければいけないようになっていくと思えます。ですので、命令系統と言うと変ですけども、シミュレーションをある程度して、どういう状況ならどういうふうにしますよということも含めて体制をつくっておかねばいけないと思えます。それはそこの市の話なのだから、市で対応してくださいみたいなことでは、もう無理なのです。

知床でも斜里と羅臼では対応が大分違いますけれども、ある程度の権限の部分など、こういう状況なら撃とうというように、コンセンサスを取っていく方向を考えて、こういうときにはこうしますと毅然と言えるようにしなければいけないと思えます。

私どもの市では、事務方の人が担当していても、異動でぼんと行くわけです。そうになると、判断の材料がなくなり、これだけやっていますよ、だから、仕方がないですねという方向にどうしても行くのです。これは仕方がないことだと思っておりますが、それでは、対応ができません。

ですので、道が、道警も含めて協議して、例えば夜にしても何にしても、行政ハンターを育てるなど、新たな提言をしていかなければいけないと強く思います。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

事務局から何かコメントはございますか。

○事務局（武田課長補佐） 現場に立ってのいろいろなご指摘をありがとうございます。

旭川の件については、振興局から逐一報告を受けて、我々も振興局が現場に参加するときはアドバイスができるように努めているところでございます。ただ、ご指摘のとおり、難しい課題がいろいろと浮き彫りになっているところです。それに対して、振興局に専門職員の配置をすることは、今すぐ答えられないところです。

今できることとしましては、今年の事故の多発を受けて、7月14日に緊急会議を行ったところで、各振興局とテレビ会議室でつないで、道警さん、振興局の会場には各警察署さん、猟友会さん、森林管理局さんなどに同席いただいて、改めて、現行体制でできること、役割分担の確認や何かが起こったときのためのシミュレーションをしっかりとやって、地域での即応体制を強化するよということとは伝えているところです。

それから、振興局や市町村職員用に現場での判断や対策等の手助けになるようなマニュアルを作っておりますけれども、そういうものもさらに強化して、地域の対応が円滑に進められるように努めてまいります。そのような考えの基礎となるようなものも、いただいた提言などを基にしながら、次期計画の検討に反映していきたいと思っております。

○坂東専門委員 今、現行法で云々という話が出たのですけれども、そういう考え方も含めて検討しなければいけないのではないかとこのところはすごく危惧されるころだと思っております。現行法だと、例えば、クマが市街地に出てきて、玄関を破って入ろうとしているところを見つけました、でも、手も足も出せませんということにどうしてもなるのです。ですから、そういうことも含めて検討しておかなければまずいのではないかとこの危機感をすごく持つのです。

それから、旭川は中核市ですので、いろいろなことで縛りが出てくるのですけれども、動物園もあるし、動物愛護センターあにまあるさんなどがあるので、麻酔銃があって、箱わなで捕ったときに、まち中であれば麻酔してから運ぶことなどが考えられます。しかし、そういう施設がないところがほとんどなのです。本当は、行政区もそうですけれども、どこかがちゃんと責任を取る形でいかなければ、今は猟友会の需要はありませんが、基本的に任意の人たちに頼るという仕組みを変えようとしなければ、対応、対策の限界は見えていると思っております。皆さんもそれは感じておられると思います。

例えば、そこを担当された方が行政ハンターとして司令塔になり、権限を持ったとして

も、緊急事態に出動し、夜間でも発砲できるところまで踏み込んでいかなければ、道民の安全確保はできないということが目の先に本当にあるような気がします。

春グマに関して、銃で撃って全てを殺していたのでは、山の中のクマに学習の継続というか、人の怖さを伝えるのは難しいと思います。昔は、くくりわなを使って反応を取るためにすぐに殺さないで、かなり長期間、山の中に放置していたことがあったと思います。そういうことは、ほかのクマに対しても、人間の怖さ、人の生活圏の近くに行くところがあるか分からないということを学習させていたと思うのです。

ですので、総合的な部分で、いろいろなことをもう一回見直していかなければいけないと思います。結局は、誰が最終的に責任を取るのかという話になってしまうもしれないですけれども、シカの問題も含めて、総合的に対策を取れるような専門家の人集団というか、専門家の人たち、客観的な判断も含めてできる人たちを養成するといいますか、行政でちゃんと抱えていかなければいけないと強く思っているところです。

そういうことも含めて、現行法のどこに限界があるのかもしっかりと把握して、変えていかなければいけない部分まで踏み込めたらいいと思います。できるできないではなくて、理想がどこにあるのか、まず、しっかりと見つけておくことも大切ではないかと思うのです。

○吉中部会長 大変貴重なご意見をどうもありがとうございます。

○牧野専門委員 今、坂東専門委員が言った司令塔をはっきりさせなければならないという件に関連しますが、クマが市街地に出たときに、我々は要請されて撃ちますが、私の友人のハンターも、ある地域でクマを撃ちました。道路と線路があつて、警察が交通規制をかけている間でクマを捕ったのです。しかし、捕った後に、警察官が夕方に自宅に来て、あれは適正に撃っているの、別に違反でも何でもないと言ってきたのです。

はっきり言えば、法律では、林道も農道も公共道路とみなすことになっていますね。ですから、農家のところに出たからといって、鉄砲に弾を込めないで行っていたら、ただ棒っこを持っているのと同じで、そういうことも一つ一つ警察の許可をもらわなければ、撃った後に、違反ですから銃の免許は取消しですということになりかねないのです。そうすると、ハンターでも撃てません。

警察署の中には、転勤で来る方で優しい方もいますが、物すごく厳しい方もいますので、厳しい方には厳しいなりの対応をしなければ、我々がハンターを長いことやっても、人助けしたことつもりが逆にあだになってしまうのです。

ですので、先ほど坂東専門委員が言ったように、司令塔をはっきりさせて、上の警察署などと全部取決めをして、こういう場合はこういうふうにするというマニュアルをつくってくれれば、我々も駆除しやすいし、何かがあったときに困ったら出やすい形が取れると思うのです。そこら辺をよく検討してほしいと思います。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

事務局から何かございますか。

○事務局（武田課長補佐） 大変貴重なご意見をありがとうございます。

今、様々なご指摘がありまして、皆さんはいろいろな点で危惧されているところを感じ取ることができました。

本日いただいたご意見は、先ほど部会長もおっしゃられていましたけれども、次回開催するヒグマ保護管理検討会のほうで専門家の方々と情報共有していただいて、次期計画の検討の中に反映させていただきたいと思います。また、至急取り組まなければならないものにつきましては、警察や市町村と連携を取って対応させていただきたいと思います。

○吉中部会長 ほかに何かご意見はございますか。

○白木委員 今までの話とそれと申し訳ないのですが、レッドリストに入っている積丹・恵庭、天塩・増毛に関してですけれども、こういった集団に対しては、例えば、狩猟の制限があるとか、何らかの補填措置的なことは行われているのですか。

それから、こういった場所は、外からの個体の流入がしにくいという障壁がある場所だったりするのでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） まず、狩猟の制限についてはありません。ただ、狩猟と有害捕獲を合わせた捕獲数については、ヒグマ管理計画の中で許容下限水準を設けて、それ以上の捕獲がないようにするようになっています。例えば、狩猟の自粛や有害捕獲の制限などを発動する仕組みはあるのですが、実際にそれを発動するまでには至っていません。

地域個体群の考え方については、主に地理的な要因によって、周辺部と孤立していることから独立した個体群とみなされているわけですが、遺伝的多様性を調べると、必ずしもその考え方が適当ではないということで、レッドリストの見直しについても、環境省と情報をやり取りしながら検討しているところです。まだ方向性は示されておりません。

○白木委員 遺伝的に異なる、つまり、遺伝子の移出入が頻繁にあるというか、数は少ないけれども、よそからの移入は正常に起こっているということですか。それとも、過去の系譜から見ると、遺伝的に異なるということでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） 現在、遺伝子の交流がどの程度あるかは把握できておりません。ただ、得られているデータからは、遺伝的に見ると、セパレーションは起こっていない、連続した個体群とみなされる結果が出ているところです。

○白木委員 かつては頻繁に交流があったけれども、何か障壁があって、逆によそから入りづらくなって、集団サイズが小さくなっていることはありますか。

○事務局（武田課長補佐） その辺りの解析はまだ十分されていないと認識しております。

○白木委員 このエリアに関しては、個体群として小さい、低密度であるということですか。

○事務局（武田課長補佐） そうです。あくまでも地理的に区切った範囲ですけれども、両地域とも面積が小さいことも相まって、推定生息数は、もっと広い面積の区域よりも小さくなっています。しかし、密度的には、この両地域がほかと比べて著しく低いわけではないという結果が出ております。

○白木委員 では、レッドリストに上がっていること自体がどうなのかという状況ということですか。

○事務局（武田課長補佐） その辺りの検討については、ヒグマの専門家の会議でも続けているところで、継続していきたいと思っているところです。

○白木委員 分かりました。

これをお聞きしたのは、レッドリストに挙がっているということなので、このエリアだけが低密度であり、それが、例えば、周辺からの移入個体が少ないということであれば、もう少し高密度なところから小集団のほうに促すようなことをすれば、逆に高密度なところが減少してきていくという、そういった長い目を見た方策もあっていいと思ったので、お聞きしました。

もう一つですが、近年、かなり駆除をしても、なかなか集団が減らない、個体数自体はそれほど落ちないということです。死亡率は高くなっているかもしれないのですが、過去に比べて繁殖成功率が高くなっているという現象は特にはないのでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） そこまでのデータは、具体的にまだ得られていないところです。

○白木委員 分かりました。ありがとうございます。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

続いて、早稲田専門委員、お願いいたします。

○早稲田専門委員 私は、ヒグマ保護管理検討会に参加しておりますので、今回いただいた意見をぜひ検討会のほうに持ち込みたいと思います。

1点、この場で共有したいのは、冒頭にも申し上げましたが、特にヒグマの検討会では、今、数はどうなっているかということが大きな議題の一つになっておりまして、そういう議論がかなり多くの時間を占めてしまいまして、先ほど坂東専門委員等がおっしゃっていた体制をどうするかという議論はなかなかできていないと感じています。

ですので、その議論につきましては、先ほども申し上げましたが、ヒグマだけでなく、エゾシカやほかの動物についても、北海道で別の検討会なり会議なりを設けて、その中で体制を構築できるように進めていかなければいけないと思います。

先ほど、大きな計画を議論するのはこの場だというお話がありましたが、そういうことも別途考えていく必要があると思います。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

事務局から、今の早稲田専門委員のご発言に対して、何かコメントはございますか。

先ほど、坂東専門委員からも、現行法の制限の中で考えるとなかなかうまくいかないのではないかというお話がありましたけれども、今、全国的に、野生鳥獣と人との距離の問題はいろいろなところで課題になっていますので、国としても、勉強というか、検討をしていると思います。ただ、それを待っているだけではうまくいかないのは目に見えていますから、ぜひ北海道がそれを引っ張っていく形で具体的な検討を進めていただければあり

がたいと思っておりますので、ぜひ考えていただければと思います。

ほかにありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それでは、この議題については、ここで、一旦、議論を終了させていただいて、専門家会議の議論を踏まえた次の案を見させていただいたときに議論を続けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続いて、議事(4)北海道エゾシカ管理計画(第6期)の策定についてご説明をお願いいたします。

○事務局(坂村課長補佐) 事務局のエゾシカ対策を担当しております坂村と申します。

資料4をご覧くださいと思います。

今、第6期計画ということで諮問させていただいたところですが、現行の第5期計画について若干説明させていただきます。

エゾシカ管理計画については、平成9年に、道東地域でのエゾシカの増加を踏まえて、道東地域エゾシカ保護管理計画が策定されまして、その後、西部地域にもエゾシカの生息域が広がってきまして、平成11年に、第1期のエゾシカ保護管理計画を策定しております。

その後も、被害拡大やエゾシカの増加が進んでいる状況の中で、第3期の計画中には、緊急対策期間を設定し、5年に及ぶ集中的な捕獲を行い、一定の被害の増加を抑えられてきたところです。しかし、依然として被害は高い状況にありまして、現在、第5期計画も推進しているところですが、引き続き、推進が必要であることから、第6期計画の策定を検討しているところでございます。

計画の目的としましては、農業被害等を低減させるために必要な捕獲数の確保と、資源として、捕獲個体の有効活用をすることも併せて計画の中に盛り込んでいる状況になります。

現状の課題については、先ほどもお話ししましたとおり、道東から西部方面、現在はさらに南部のほうにも生息域を広げておりまして、生息域が増加している状況にあります。また、農林業被害については一定程度収まってきてはいるのですが、約38億円という形が出ておりまして、これも高い状態であります。それから、交通事故や列車支障については、現在も増加している状況にあります。

また、捕獲数ですが、北海道で示している捕獲プランに対し、達していない状況にありまして、さらなる捕獲の上積みが必要になっております。特に平成30年度と令和元年度に関しましては、捕獲数が大幅に減少しておりまして、この間に増えたと思われる個体も含めて減少させる必要があると考えています。

また、先ほどから問題になっている捕獲従事者について、数としては、減少の歯止めが一定程度かかっているのですが、ベテランの高齢化による引退などがありまして、新規参入者と入れ替わる中で技術向上が急がれる状況であることが課題と考えているとこ

ろでございます。

次に、計画の評価・検証の状況です。

現在、学識経験者等から成るエゾシカ対策有識者会議を毎年開催しておりまして、前年度の被害状況、あるいは捕獲状況などを踏まえながら計画の評価・検証を行っております。この有識者会議の中で、令和元年から今年まで約2年間、エゾシカ対策のあり方検討部会を開催しまして、各方面から関係者を招き、被害の状況や食肉利用、地域の捕獲人材の育成の状況などについて意見を聞いて、今後のエゾシカ対策に関する対応について、状況を把握、分析してきたところでございます。こうしたことを踏まえて、第6期計画の策定を進めたいと思っております。

次のページをご覧ください。

現状ということで、捕獲数や推定生息数などを書いておりますが、目指すところで言いますと、近年の捕獲数が減少している状況にあって、推定生息数もやや増加傾向にあるところが見られます。

一方で、農林業被害については、平成23年に64億円という過去最高を記録したところですが、現在は38億円と減少しておりますが、高い状況にあります。また、交通事故と列車支障について、交通事故については暦年ですが、令和2年が過去最高に、列車死傷も令和2年度が過去最高という状況になっていることから、引き続き、管理をしていかなければいけない状況にあると認識しております。

現在、有識者会議で次期計画の素案の形をつくり上げて、次回の審議会でその形を皆様にご審議していただきたいと考えているところです。

簡単ではございますが、説明は以上になります。

○吉中部会長 どうもありがとうございました。

エゾシカの第5期管理計画について、現行の計画等を基にご説明いただきました。

何かご質問はございますでしょうか。

○坂東専門委員 ヒグマもそうですが、被害額などがある程度指標になってきていると思うのですが、ヒグマにしろ、シカにしろ、基本的に移動できなくなっているといいますが、農業被害が減っているのは、電柵をばんばん張りまくったからかもしれないということがあると思います。

共存ということが結構出てきていると思うのですが、そうなったときに、例えば、道路のデザインや鉄道のデザイン、動物が通れるコリドー的なものなど、旭川市内を大雪から下のほうに抜けようとするときに、どうやったら抜けられるのだろうかみたいな、総合的な検討を始めてもいいと思います。

数を抑えるのであれば、ハンターさんが行ってどんどん数を捕ればいい話だと思うのですが、健全なエゾシカや健全なヒグマなど、いろいろなことを含めて考えると、被害を減らそうと思えば遮断すればいいのですが、そのことで交通事故などいろいろなことが増えてきますし、人とぶつかる場所も増えると思います。ですので、これは、大きな

予算を組まなければいけない話だと思いますが、動物専用道路的な発想をして、諸外国などがやっているような本当の共存の辺りを視野に入れていかなければ、結構厳しいのではないかという印象を持っています。現実的な数の問題の部分と、動物が移動できるルート
の確保の検証なども積極的にやっていかなければいけないのではないかと思います。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

続いて、鈴木委員からお願いできますか。

○鈴木委員 ただいまの坂東専門委員のご意見に全面的に賛成です。

私も交通事故と鉄道路線の運行支障の件数がどんどん増えている点について非常に危惧
しています。交通事故とか列車支障という文字だけを見ると、ささいなことに思うかもし
れませんが、それが人身事故に直結するといいますか、人の命に直結する問題ですので、
こんなにどんどん増えてしまっは本当にまずいと感じております。

ただいま、坂東専門委員がおっしゃったとおり、諸外国では、鉄道や道路の上に動物が
渡れる橋をたくさんつくるとか、逆に、鉄道や道路の下にトンネルを通してそこを動物に
通ってもらうようにするとか、人間と動物が接触しないように回廊を設ける試みがいろい
ろとなされておりまして。ですので、北海道も、予算の制約があると思いますが、少しづつ
そういう試みも始めてもらえればと感じました。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

坂東専門委員と鈴木委員から、どちらも個体数管理の面とそれとは別の視点からの総合
的な対策についてもしっかり考えてほしいというご意見がありました。

事務局から何かコメント等はございますでしょうか。

○事務局（坂村課長補佐） 今の関係は、インフラ整備の形になると思うのですが、
現在、北海道開発局や北海道の建設管理部等におきましても、事故が多いことについては
大変危惧しているところです。

現在は、交通ルールに従う形で、自動車に乗っている方に注意していただいて、看板の
設置等が優先的に行われているところですが、これらの効果についても限界があるという
ことで、一部では、柵を設置して誘導する考え方の取組が少しずつ進んでいる状況です。
しかし、生息数が増える中で、そういう箇所があまりにも多いことがありますので、我々
も関係機関と連絡をいろいろ取り合いながら、少しずつ進めていき、より効果的な方法を
生み出していけるように考えながら調整していきたいと考えております。

○吉中部会長 ぜひ次期管理計画の中でもそういう議論を進めていただければと思います。

○坂東専門委員 このような検討委員などをする中で、ホームページ上にこういう議論を
しましたということも上げて、見る人はごく一部なわけですが。

台湾から動物園の関係者などが来ると、北海道は自然を売り物にしていながら、動物の
ことには何も優しくないという話をよく聞きます。今はスマホの時代なので、動物の交通
事故を見たり死体を見たときは、その場でプロットができるのですが、台湾はその仕組み
がすごく進んでいて、その点々が多いところには、ガードレールをつけたり橋を架けるな

ど、すぐに対策をするのです。そして、それをどんどん公表して、一般の人の意識を巻き込むのです。

日本は、特に野生動物に関しては、誰かが解決すればいいというところがあります。例えば、クマが出たら誰かがどうにかしてくれるというようなことが多いと思うのです。道民についても、自分たちでこうしようという発想がなかなか持てないので、働きかけていかなければいけないのだと思うのです。

台湾は積極的で、例えば、交通事故などであれば、ここにタヌキが死んでいたとかリスがひかれていたなど、いろいろなことを見ていくと本当にすごいです。全面の道路を渡るわけではなく、あるポイントを押さえていけば解決できるようなことがかなり見えてくるので、道でもそういうマップを作って、旅行中に見たらプロットしてくださいというようにすれば、意識が随分変わっていくのではないかと思うのです。そういう積極的な取組というか、道民に対しての働きかけなどができるように検討してもいいと思います。

○吉中部会長 ありがとうございます。

牧野専門委員、お願いします。

○牧野専門委員 今、ひかれた場所をプロットするということを言っていましたね。

私どもの芦別ですと、冬になれば芦別の越冬地にシカが集まるので、そこで交通事故が頻繁に起こるようになるのですが、届けている人もいれば、届けないで、車を壊したまま逃げ去っていく人も多いです。越冬地は、毎年シカが集まるところが決まっていますので、そういうことを道が各市町村に聞けば簡単につくれると思います。ですので、それをぜひ検討してください。

○吉中部会長 管理計画をつくるつくらないは別としても、すぐにできることがいろいろあると思います。今、坂東専門委員がおっしゃったスマホを使ってすぐに情報を共有するという話は、私どもの大学で協力できるようなところがあれば、ぜひ一緒にやりたいと思いますので、考えていただければと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それでは、この管理計画につきましても、次回の審議会自然環境部会に素案をお示しいただいて、今日いただいたご意見をさらに深めて議論していきたいと思いますので、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からはよろしいでしょうか。何か追加でコメント等があればお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それでは、これで、「議題（４）北海道エゾシカ管理計画について」を終わります。

以上の４件の議題につきましては、今回諮問いただきまして、次回、さらに中身を議論するというので、継続で議論をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議題のあと２件、道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定と令和３年度エゾシカの可猟

区域及び期間等については、この後、また5分ほど休憩した後に、議論を続けたいと思います。

ここで、5分ほど休憩いたします。

[休 憩]

○吉中部会長 それでは、再開したいと思います。

長時間にわたっておりますが、もうしばらくお付き合いください。

次に、議事（5）道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（武田課長補佐） 道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定についてですが、最初に、資料5-1をご覧ください。

鳥獣保護区の特別保護地区の再指定の前に、まず、第12次北海道鳥獣保護管理事業計画の概要と進捗状況の説明をさせていただきます。

「第2 鳥獣保護区に関する事項」には二つの表があります。

上の表は、第12次計画の中で、更新や指定が予定される鳥獣保護区の一覧で、その中の特別保護地区の面積を示しております。次ページをご覧いただいたのですが、令和3年度の鳥獣保護区の更新計画の表になります。

審議会でご審議いただくのは、鳥獣保護区の場合、新規指定または区域の拡張の場合で、ここに載せているものはいずれも更新なので、ご審議はいただかないのですが、表の上から三つ目に北檜山鳥獣保護区がありますけれども、この中の特別保護地区がご審議いただく対象になります。そして、下の表が特別保護地区の分で、令和3年度の再指定に北檜山鳥獣保護区特別保護地区があります。

鳥獣保護区の特別保護地区は更新という考えがなく、期間満了の場合は再指定となります。これは法律上の扱いですが、それに従って、鳥獣保護区としては更新なので審議の対象にはならないのですが、特別保護地区の分だけが再指定ということで、ご審議いただくという整理になっております。

鳥獣保護事業計画の進捗状況ということで説明いたしました。

次ページ以降は、ほぼ計画どおり進んでいることなので、ここでの説明は割愛します。

そして、本題ですが、資料5-2をご覧ください。

ここで、今回諮問いたしました北檜山鳥獣保護区特別保護地区についてご説明いたします。

1ページ目をご覧ください。

ここでは、北海道環境審議会自然環境部会にこの案件を諮問する根拠を説明していますが、詳しい説明は割愛させていただきます。

次の2ページ目で、鳥獣保護区特別保護地区の再指定に関する流れを示しています。

1 段目は、指定計画案作成に伴って、地元の町や地権者等の利害関係人との調整を終えて、この指定計画書案を既に作成しているところです。

そして、次の段の指定計画案の告示ですが、これも既に終了してしまっていて、告示に対しての意見の提出等はありませんでした。

そして、3 段目が本日の手続で、答申をいただいた後、次の段の環境大臣への届出、それから、指定の告示という流れになります。

3 ページ目をご覧ください。

北海道の地図がありますが、○で示したのか北檜山鳥獣保護区特別保護地区のおおよその位置です。

そして、次のページは、北檜山鳥獣保護区北檜山特別保護地区指定計画書（道案）です。

めくりますと、最初に、「1 保護に関する指針等」となっております。

まず、「(1) 特別保護地区の名称」等概要の説明があります。

(2) の区域ですが、ご覧のとおり、全域が国有林になっています。

(3) の存続期間は、今年度10月1日から10年間です。なお、記載がありませんが、この鳥獣保護区特別保護地区の最初の指定は、昭和57年3月31日で、それ以来、再指定を繰り返しております。

(4) の保護に関する指針ですが、①の指定区分としては、森林鳥獣生息地の保護区という指定区分になります。

②の指定目的ですが、この地域は、区域内に沢が流れていて、水利に恵まれ、針広混交林が良好な林相を呈していることなどから、森林性の鳥獣の生息に好適であるため、引き続き特別地区に指定しようとするものです。

次に、「管理方針」という記載がありますが、適切に巡回して、鳥獣の生息状況の違反行為の有無を確認すること、また、有害捕獲の申請に対しては適切に対応することとしています。

次に、2の特別保護地区の面積ですが、林野が90ヘクタールとあります。詳しい内容の内訳は、次のページの上半分にございます。全域が国有林で、そのほとんどが保安林に指定されております。

次に、3の指定区域における鳥獣の生息状況ですが、生息する鳥獣類は別表で後ほど示します。

次のページの(3)は当該地域の農林水産物等の被害状況ですが、これは発生がございません。

4は、鳥獣の保護繁殖に必要な施設を設置した場合の補償についてで、こういう記述をすることになっておりますが、そのような施設を指定する予定はありません。

5は、必要な標識類の設置の予定です。

6の添付書類ですが、これら林班図等、細かいところは今回割愛しております。

画面共有で、次の資料をお願いします。この資料は、委員の皆様へに郵送するとき手違

いで添付し忘れてました。これが鳥獣の生息状況で、森林性の様々な鳥獣が各種生息しているのを見てとれます。これは、職員及び鳥獣保護監視員による現地調査の結果です。

次をご覧ください。

資料共有のもう1枚の地図をお願いします。

これが5万分の1の縮尺の道指定北檜山鳥獣保護区の区域図です。赤の実線で囲ったところの範囲が鳥獣保護区で、そのうちの斜線で示したものが鳥獣保護区特別保護地区です。

次をご覧ください。

最後になりますが、こちらは、北檜山鳥獣保護区特別保護地区の現況写真です。

写真のサイズの関係で見づらいかもかもしれませんが、概況としましては、先ほど説明しましたように、丘陵地に位置する針広混交林であることが見てとれます。

2段目の左側にある標識は、ササに埋もれてしまって少々見苦しい写真ですが、これは、今回の再指定を機に新しい標識につけ替えます。

事務局からの説明は以上です。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

北檜山鳥獣保護区特別保護地区の再指定についてご説明いただきました。

何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 特段ないようですので、今ご説明していただいた形で特別保護地区を再指定するというご納得いただいたということであれば、今回、諮問をいただいた原案どおり答申する形にしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それでは、後ほど、原案どおり答申させていただきたいと思います。

続きまして、議事(6)令和3年度エゾシカの可猟区域及び期間等について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(坂村課長補佐) それでは、令和3年度エゾシカの可猟区域及び期間等についてご説明をいたします。

こちらにつきましては、鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣に当たるエゾシカの捕獲に関して、期間及び各可猟区域の範囲を定めるものになります。資料6-1の目的の下に点線の囲いがありますが、その中に法律の条文の抜粋がございます。そちらに書いてあるとおり、都道府県において管理計画等を達成するため、可猟期間の中で期間を延長することができることとなっております。これを行わせることとなります。

2番目は、経過です。

先ほど、シカの管理計画の中でご説明したとおり、依然として農林業被害がひどい状況で、近年の捕獲が少ないということで、個体数指数は高水準で生息数は多い状況にあると判断しているところでございます。

こうしたことを受けまして、近年の取組としましては、条例の制定や管理計画の策定、

あるいは、平成27年度に道として指定管理鳥獣捕獲等事業を始めましたが、依然としてエゾシカの生息数は多いと判断できることから、以下の設定の考え方を行っていくということに記載しております。

1ページの一番下のエゾシカの可猟区域及び期間等の設定の考え方というところですが、まず、雌が子どもを産むという観点から、数が増える雌の捕獲を優先し、積極的に捕っていきたいということで、雌の捕獲頭数には制限を設けないことを引き続き行っていきます。

次のページをお願いいたします。

可猟区域については、基本的に全道一円という形になります。ただし、市町村行政区域範囲内の中で、例えば、家屋が多く密集する地域や道路などの場所は法定禁止区域になりますが、それ以外の可猟区から除外する場所については、下の表にございますが、町村の中の一部を希少な生き物などが影響を受けないようにということで設定している、例えば、知床半島の一部やえりも町の道有林の一部、それから、国有林野の経営管理規定に基づく保護林、緑の回廊の区域などを可猟区から外しています。

これ以外の場所については、次の可猟期間において猟ができる形を取っております。北海道としては、国の法律で認められている最大期間の10月1日から3月31日までを基本と考えておまして、これ以外に、地域の状況により、若干期間を短くしているところや、E区域などがございますが、これは輪採制ということで斜里町で行われておまして、猟を少し休んでエゾシカを油断させる期間を設定しております。

可猟期間の昨年度との違いについては、A地区、B地区、C地区、D地区、E地区、それから、猟区という形で設定を組んでおりますが、10月24日が10月23日になっております。こちらについては、狩猟者が参加しやすいように、土曜日を開始日としておままして、このように10月23日から1日ずれているところが、B地区、C地区、D地区、E地区で設定されております。

状況については、令和元年度の東部地区は、狩猟と許可捕獲を合わせて5万5,000頭の捕獲をしているのですが、このうち3万1,000頭のメスジカを捕獲している状況にありまして、皆様のご協力をいただき、メスジカを優先した捕獲が進んでいるところです。こちらについても、今年度は、3月31日まで、できるだけ捕っていただくということで組んでおります。

それから、西部地区については、4万8,000頭に対して2万6,000頭のメスジカを捕っていただいているということで、メスジカの割合が若干低い状況ですが、こちらについても3月31日までの猟期の延長を行います。

それから、南部地域ですけれども、この地域はもともとエゾシカがそれほど多くない地域ですが、令和元年度については、約3,600頭で、そのうちメスジカが1,900頭捕獲されている状況にあります。こちらについても、3月31日までの猟期を設定する形にしております。

それから、禁猟期間ですけれども、先ほど言いましたB地区、C地区、D地区というこ

とで、下の表に書いてある地区になりますが、10月は農業の作業をされている方などがいらっしやることから、若干の期間の短縮となっているところでございます。

次に、4番目ですが、地区ごとの振興局や市町村の区域の状況について、昨年と変わったところが2点ございます。

まず、1点は、A区域の南部の後志ですが、この中の神恵内村、積丹町、古平町を除く管内全市町村となっておりますが、こちらは、今年度、10月1日以降、しばらく農作業をするところがあるため、ハンティングを行うのは非常に危険ということで、3町からの要請があったものです。ですので、今年度につきましては、B区域ということで、10月23日からの猟期開始の形に変更しております。

もう一つ変わった点については、B区域の東部、釧路ですが、弟子屈町と書いております。弟子屈町は、区域で見るとオホーツクに近いこともあって、そちらに合わせた形にしていたのですが、2月28日ですと、狩猟に頼る部分が足りなかったところがあるので、元に戻したいということで、昨年度、3月31日に変更している状況になります。

次のページをお願いいたします。

捕獲数制限です。

メスジカの捕獲を推進するため、オスジカについては、12月1日以降は、1人1日1頭までとする形を取り、メスジカの捕獲を優先することにしております。

その他の設定年度ですが、単年度の措置としまして、来年は状況に合わせて考えていくということとしています。

調査研究ですが、道としましては、モニタリング調査等の実施によって、分布や生態、個体数の状況を把握しながら必要な情報を集めて、捕獲の状況を検討していくということで考えております。

それから、銃猟の自粛区域ですが、これについては、別図4をご覧いただきたいと思っております。

こちらに示している中に希少猛禽類の営巣があるのですが、その影響が2月、3月にかけて発生する可能性があるため、自粛を進めていく形にしております。

それから、狩猟の指導取締りの強化についてですが、こちらについては、鉛弾の使用を禁止しておりますので、関係団体である猟友会や警察、森林管理者等と連携しながらパトロールを進めていきたいと考えております。

次に、資料6-2について、1点ご説明いたします。

こちらは、今回示した可猟区域及び期間等に関する意見を関係する団体等に聞いたものですが、猟友会さんから2点ほど反対意見をいただいております、その対応について説明したいと思っております。

まず一つは、狩猟期間の始期を10月30日にさせていただきたいというものです。

これについては、10月いっぱい、山に生えている木がまだ茂っている状態で、猟は危険なので、この期間を避けたほうが良いということでご審議をいただいたと認識してお

ります。

ただ、10月からの捕獲については、年間の中でも捕獲頭数が非常に多い時期となっており、現在、捕獲を非常に優先したいということがございます。ですので、我々としても、ご協力をいただきながら、安全対策に重点を置いて掲げていきたいと思っておりますので、10月1日としながらも、安全対策を十分行っていくことをご理解いただきたいと思います。

次のページをお願いいたします。

同じく反対意見ですが、12月1日からのオスジカの捕獲制限ということでいただいております。

オス、メスは関係ないではないか、捕獲することで翌年の農業被害が減るのではないかというご進言をいただいているところです。メスの優先捕獲がうまく進んでいることもありますし、オスを捕獲しても個体数が減るだけで、翌年の繁殖への影響があまりないものですから、ここも同じようにメス捕獲を優先する中で進めていくこととしたいと考えております。

なお、オス捕獲については、許可捕獲であれば頭数に制限はないので、こちらを使って進めていただければと思っております。

それから、自然保護協会からも幾つか質問をいただいております。

まず、いろいろなデータを共有してほしいということですが、データが非常に多いということと、それを見やすくするためにどのようにしたらいいかということについて、今、専門家の委員の間でいろいろ検討しているところでございまして、今後もそのような形で進めていきたいと思っております。

それ以降の資料については、生息数の状況や猟区の状況、個体数指数ということで、今年度も生息数が増えている状況にあるということの説明したのになっております。そして、最後は、可猟区域を決めた法律の条項の抜粋になります。

私からの説明は以上になります。

○吉中部会長 ご説明をどうもありがとうございました。

今年度のエゾシカの可猟区域及び期間等についてご説明いただきました。

何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

○早稲田専門委員 E区域では狩猟を中断する形の制度を取っておりますけれども、これについては、どういう経過でこれを実施して、いつまで続けようとしているのか、それから、それにきちんとした効果があるのであればそれを展開していくことを考えているのかということをご昨年度の会議の席で質問させてもらったのですが、それについての回答がなかったもので、ぜひお答えいただければと思っております。

○吉中部会長 事務局からお願いします。

○事務局（坂村課長補佐） 資料6-2のエゾシカの可猟区域及び期間等に係る意見をご覧いただきたいと思います。

この評価をどう認識しているのかということですが、同じ質問を猟友会と自然保護協会

からも受けておりました、一番最後のページの自然保護協会の回答に対する（7）に、E区域の状況について説明責任等を果たすべきと考えるということで書いております。

昨年度は、有識者会議からも同じことを言われまして、この評価をしたところであります。狩猟報告によって、この地域や周辺地域でどのくらいの捕獲数になっているかを比較、検証をしたのですが、この周辺地域における狩猟があまり行われていない状況にあることから、この場所と隣接地域との比較、検証が難しいということがございました。ですから、今後、有識者や研究機関の方々のご意見を伺いながら、再度検証していくということでお話をしているところです。

先ほど、この点についてご説明をしませんでしたので、これをもって代えさせていただきたいと思っております。ここの検討については、引き続き、今後の課題として考えていきたいと思っておりますので、また次の機会にご説明させていただきたいと思っております。

○吉中部会長 早稲田委員、よろしいでしょうか。

○早稲田専門委員 状況については了解しました。

これは私の判断ですが、そういう目で見ると、この地域は非常に特出しされて見えますので、見込みをしっかりとって、制度を続けていくのであれば続けていく、続けないのであれば、どこかで切るということを早めに判断したほうがよろしいと思われました。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

私の記憶では、世界遺産地域の中のエゾシカの個体数をどうするかという議論の中で、周辺地域の狩猟をさらに効率的にするのはどうなのだという意見があったような気がします。

そういう意味で、世界遺産地域の中のエゾシカの動態等は、むしろ環境省の科学委員会等で議論がされているかもしれませんので、その辺りとも情報を共有していただいて、検討していただければいいのではないかと思われました。

ほかに何かございますか。

○坂東専門委員 オジロワシとかの生息、希少鳥類についてですが、これは、数年前から自粛要請の形になっています。別図4になりますが、例えば、猟を自粛したことでシカの行動パターンが変わって、そこに集まるようになったとか、自粛の結果、繁殖が順調にしているなど、何か検証されたデータはあるのですか。

○事務局（坂村課長補佐） ここのモニタリングですが、シカに関しては、捕獲は当然されていないという数値は出ているのですけれども、それによって、シカがここに集まっているとか、オジロワシがどうなっているかという状況について、我々としてはつかんでいないところです。申し訳ありません。

白木委員、この地域のオジロワシの状況について、何かお分かりであれば教えていただきたいと思っております。

○吉中部会長 自粛をお願いした結果、希少猛禽類にもいい効果が出ているのか、出ているのか、白木委員、ご知見がありましたら教えていただけますでしょうか。

○白木委員 自粛の結果がどうかというのは、この中には営巣地がたくさんあるので、今すぐにどこがどうと言うのは難しいと思いますし、実際に自粛が有効に活用されているかどうかということが分からないこともあります。それから、この後、エゾシカが特に集まってきたという話は聞いてはいません。

自粛がきちんとされていて、繁殖がうまくいっているということであれば、その効果を検証するためのモニタリングが必要ではないかと思います、しかし、現在のところ、その辺りの検証は行われていないということだと思います。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

いきなりお願いして、申しわけありません。

坂東委員、今のご説明でよろしいでしょうか。

○坂東専門委員 方向を示すというか、オジロワシは、旭川周辺でも結構たくさん営巣していて、猟区になっているところにもいます。ただ、見る人を見ると、ここにもいるから、あそこにもいるからということになりかねないのではないかという危惧があります。ですので、ちゃんと検証しておかなければいけないのではないかと思います。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

先ほどの事務局のご説明では、この自粛区域の中からの捕獲実績はなかったということですが、入り込み実績も報告されていないと理解してよろしいですか。

○事務局（坂村課長補佐） はい。そのような形で報告を受けております。

○吉中部会長 ほかに何かご意見はございますか。

○牧野専門委員 最後の意見の概要の関係にアライグマのことが出ているのですが、アライグマに対しては、今後、どのように考えていますか。

○吉中部会長 アライグマは、自然保護協会の8番目ですか。

○牧野専門委員 そうです。

○吉中部会長 「シカやアライグマ等の獣類が都市部に侵入することによって、マダニが媒介する、重症熱性血小板減少症候群などの感染症の危険性が増している」と。アライグマに限らず、シカも含めた観点からの対策について、事務局のほうでご説明できることがありますか。

○事務局（坂村課長補佐） マダニに関しては、人にうつるということで注意しなければならないのですが、これについては、シカやアライグマなど、ほかの野生鳥獣にもダニがついていますので、それによってこの病気が媒介されるということがあると思います。

そちらにつきまして、まず一つは、都市部というよりは、どちらかというと畑で農作業をされる方が野生鳥獣に遭遇して、その場で野菜等についたダニがついて、それを持ち帰って刺される事象が多く見られます。そういった公衆衛生の観点から保健所からマダニに関するいろいろな情報を出していただいている状況です。

○牧野専門委員 近年、アライグマが物すごい勢いで増えているのです。我々が山に行っても、ごく普通に見られるようになってきています。農作物だけでなく、それも今後

の対策として考えていますか。

○吉中部会長 今回の議事とは直接は関係しませんけれども、外来種について、何かご説明いただけることがありましたらお願いします。

○事務局（本間自然環境課長） 自然環境課長の本間と申します。

道では、アライグマに限らず、外来種対策を行っているところですが、アライグマにつきましては、今年度、防除実施計画を延長しまして、10年計画で、今後、対策を進めていこうと考えております。また、市町村に対しては、子どもを持っている母親のアライグマを捕っていただくということで、3月から6月の春期捕獲の一斉捕獲について呼びかけている状況です。

それから、道では、昨年度から、根絶に向けた捕獲ということで、今、実証モデルを南幌町で実施しております。今のところ、アライグマは、わなでしか捕獲できない状況がありますので、効果的・効率的な捕獲につながるようなモデルということで、捕獲マニュアルづくりに取り組んでおります。

こちらについては、令和4年度まで3年間の実証になりますが、今後は、その結果を踏まえて市町村に普及啓発をしながら対策を進めていこうと考えているところでございます。

○吉中部会長 どうもありがとうございました。

そのほか、エゾシカの可猟区域及び期間等について何かご意見はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 それでは、今回ご説明いただいた案どおり、今年度の可猟区域及び期間等については、自粛区域も含めて進めていくということでご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 それでは、これも原案どおり答申をさせていただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 では、そういう形で進めさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上で、予定しておりました6件の議事は全て終了しました。

皆さん、熱心なご議論をどうもありがとうございました。

それでは、何度も申し上げましたけれども、議事（4）までは継続して議論をしていきたいということで、引き続きよろしくお願ひいたします。最後の2件、鳥獣保護区特別保護地区の再指定についてとエゾシカの可猟区域及び期間等については、審議していただいた結果、原案どおりの形で答申させていただくことにしたいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 それでは、部会に指定事項として委任されておりますので、審議会への諮問に対して、部会から審議会議長名で答申させていただく形にしたいと思います。

4. その他

○吉中部会長 議事4のその他ですが、今、答申の準備を待っている間に、何か議論したいことをお持ちの方はいらっしゃいますか。

○坂東専門委員 先ほど、アザラシの被害についてありましたが、ラッコは水産庁の管轄になっていると思うのですけれども、そういう総合的な被害の部分は、道のほうである程度把握しているのですか。

○事務局（山中主幹） 事務局の山中でございます。

坂東専門委員がおっしゃるとおり、ラッコやトドは水産庁のほうの所管になりますけれども、海獣類については、海獣類漁業被害実態調査を取りまとめて被害を把握してございます。私どもがそのうちのアザラシの部分を抜き出して、統計をいただいているところでございます。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

それでは、2件について答申させていただきたいと思います。

今、ご用意いただきましたので、そのまま読み上げさせていただきます。

環境審第6号。

令和3年（2021年）7月27日。

北海道知事鈴木直道様。

北海道環境審議会会長中村太士。

道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（答申）。

令和3年7月27日付け自然第798号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、原案を適当と認める旨決議したので答申します。

もう1件です。

環境審第7号。

令和3年（2021年）7月27日。

北海道知事鈴木直道様。

北海道環境審議会会長中村太士。

令和3年度（2021年度）エゾシカの可猟区域及び期間等について（答申）。

令和3年7月27日付け自然第799号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、原案を適当と認める旨決議したので答申します。

こういう文面で答申させていただきたいと思います。

ご議論をどうもありがとうございました。

どうぞよろしく申し上げます。

〔答申書の手交〕

○吉中部会長 今の答申をもちまして議題は全て終了ということですので、局長から、一言、お言葉をいただければと思います。

○事務局（高橋自然環境担当局長） ただいま答申をいただきました。

本日は、吉中部会長をはじめ、委員の皆様には、長時間にわたりご熱心なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

道といたしましては、本日頂戴しました答申を踏まえまして、審議の過程でいただきました様々なご意見を参考にさせていただきながら、各種事業の推進に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも、引き続き、ご助言を賜りますようよろしくお願いをいたします。

どうもありがとうございました。

○吉中部会長 どうもありがとうございました。

委員の方々には、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

本日予定しておりました議題はこれで全て終了いたしますが、特に何かご意見があれば承りますが、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 それでは、議事を終了させていただきますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○事務局（高橋課長補佐） 吉中部会長、本日は、スムーズな議事進行を大変ありがとうございました。また、各委員の皆様におかれましても、長時間にわたりご審議いただき、大変ありがとうございました。

第2回の開催につきましては、後日、日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

5. 閉 会

○事務局（高橋課長補佐） これをもちまして、第1回北海道環境審議会自然環境部会を終了いたします。

本日は、大変ありがとうございました。

以 上